

計画の基本的な考え方

- 第11次鎌ヶ谷市交通安全計画は、交通安全対策基本法（昭和45年6月1日制定）を根拠とし、千葉県が策定する第11次交通安全基本計画に基づいて策定する法定計画です。
- この計画は、市町村の交通安全施策（陸上交通）の大綱となるもので、鎌ヶ谷市総合基本計画（基本構想・前期基本計画）及び鎌ヶ谷市交通安全基本条例（平成12年鎌ヶ谷市条例第24号）を踏まえ、交通社会を構成する「人と地域」、道路等の「交通環境」の相互の関連を考慮しつつ、適切かつ効果的な施策について、総合的かつ継続的に推進することを目的とし、市、警察、公共交通機関で構成される「鎌ヶ谷市交通安全対策会議」で決定されます。

計画策定の目的

- 交通安全に関する教育や普及活動の充実をはじめ、交通安全施設の整備を行い、交通事故のない誰もが安全で安心して暮らせるまちを目指します。

交通安全対策の取り組みの視点

- 子ども・高齢者の安全確保
- 歩行者・自転車の安全確保
- 生活道路・幹線道路における安全確保
- 地域でつくる交通安全の推進
- 交通実態を踏まえたきめ細やかな対策の推進

目標数値

- 交通事故発生件数（年間）：210件以下
 - 交通事故死亡者数（年間）：0人
 - 交通事故重傷者数（年間）：19人以下
- ※国及び千葉県が、従来の「死傷者数」に代わり、より命に関わりの優先度が高い「重傷者数」に関する目標値を設定したことを受けて、本市において「重傷者数」を目標値とする

計画期間

- 令和3年度から令和7年度まで

参考

第10次鎌ヶ谷市交通安全計画（H28～R2）で掲げた目標値については、概ね達成しています。

	目標値	H28	H29	H30	R1	R2
発生件数(件)	349	299	255	248	205	249
死亡者数(人)	0	1	0	1	1	0
重傷者数(人)	—	37	40	45	32	26

道路交通安全の施策

- 市民一人ひとりの交通安全意識の高揚
 - ①市民総参加でつくる交通安全の推進
 - ②高齢者の交通安全対策の推進
 - ③子どもから高齢者まで段階的かつ体系的な交通安全教室の推進
 - ④あおり運転やながら運転をしないさせない環境づくり【新規】
 - ⑤飲酒運転の根絶
 - ⑥自転車の安全利用の促進【追加】
 - ⑦交通安全に関する普及・啓発活動の推進
- 道路交通環境の整備
 - ①人優先の安全・安心な歩行者空間の整備
 - ②道路ネットワークの整備
 - ③交通安全施設等の整備推進
 - ④効果的な交通規制の要請
 - ⑤地域住民と一体となった道路交通環境の整備
 - ⑥自転車利用環境の総合的整備
 - ⑦災害時における道路交通環境の確保
 - ⑧交通安全に寄与する道路交通環境の整備
- 道路交通秩序の維持
 - ①交通指導取締りの強化等【追加】
 - ②暴走族対策の強化
- 救助・救急活動の充実
 - ①救助・救急体制の整備
 - ②救急関係機関の協力関係の確保等
- 被害者支援の推進
 - ①交通事故被害者支援の充実・強化
 - ②損害賠償の請求の援助等
- 交通事故調査・分析の充実
 - ①交通事故調査・分析の充実

踏切道における交通安全の施策

- 踏切道の立体交差化及び構造の改良の促進
- 踏切の統廃合の促進

今後のスケジュール（案）

- 政策調整会議付議 令和3年8月10日（火）
- 政策会議付議 令和3年8月30日（月）
- パブリックコメント 9月下旬
- 交通安全対策会議 12月中旬
- 計画決定・公表 令和4年3月中旬